

大阪市条例第21号

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の一部
を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市
条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規
定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例(昭和31年大阪市条例第32号) に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4 月1日から <u>令和8年3月31日</u> までの間におい て、同条例第2条の規定にかかわらず、同条 に規定する額からその100分の12に相当する 額を減じた額(その額に1,000円未満の端数が あるときは、これを切り捨てた額)とする。 ただし、同条例第5条第2項の規定による期 末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、 同条例第2条に規定する額とする。	大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例(昭和31年大阪市条例第32号) に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4 月1日から <u>令和7年3月31日</u> までの間におい て、同条例第2条の規定にかかわらず、同条 に規定する額からその100分の12に相当する 額を減じた額(その額に1,000円未満の端数が あるときは、これを切り捨てた額)とする。 ただし、同条例第5条第2項の規定による期 末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、 同条例第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。